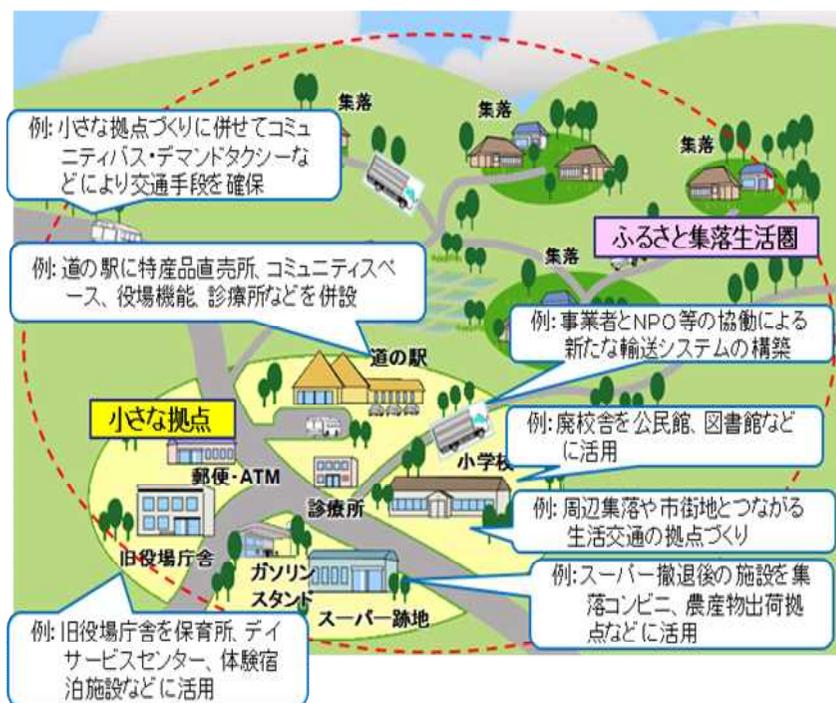


「住み続けられる国土」の 地域構造について(参考施策)



人口減少・高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進する。「小さな拠点」は、地域外の人が利用する施設を組み合わせることにより、「対流拠点」となることが期待される。

このため、既存施設の再編・集約に対して、NPO等による事業も補助対象に追加するとともに、新たなモデル性の高い事業に重点化して支援を行う。



「小さな拠点」: 日常生活に必要な機能・サービスを集約・確保し、周辺集落との間を交通ネットワークで結んだ地域の拠点

○補助制度の概要

(※下線部は平成29年度拡充要求に係る部分)

「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業
(集落活性化推進事業費補助金)

- 対象地域: 過疎、山村等の条件不利地域
- 実施主体: 市町村、NPO法人等 (間接補助)
- 対象事業

遊休施設を活用した、小さな拠点の形成に向けた既存施設の再編・集約に係る改修

○フォーラムや交流会の開催

「小さな拠点」に関する取組の裾野を広げるため、フォーラムや交流会の開催等により「小さな拠点」形成に係る考え方や既存ストックを有効活用したモデル事例に係る情報提供等を積極的に行う。

国土交通省は、他省庁との連携のもと、ハード・ソフトの両面から各地域における「小さな拠点」の形成に向けた取り組みに対して積極的な支援を進めている。

拠点施設の整備

- **既存公共施設の活用推進**
「小さな拠点」の形成に向け行う既存公共施設を活用した施設の再編・集約に係る改修費に対する支援。
(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)
※H29予算案 約1.5億円 (H28予算額 約2.4億円)
- **地方創生の核となる「道の駅」の整備の促進**
各種機能を備えた重点「道の駅」の重点的支援等による地方創生の核となる「道の駅」の整備の促進。
※重点「道の駅」選定箇所数：73箇所 (H27年度現在)
- **施設整備のための土地利用の弾力化**
生活サービス機能等の集約を図る区域内における開発許可等の特例を設ける地域再生土地利用計画制度を創設。
※内閣府等と連携した地域再生法改正 (H27年)

持続可能な物流ネットワークの構築

- **地域の持続可能な物流ネットワーク構築の検討の支援**
過疎地等における宅配サービスの維持や買物弱者支援等にも役立つ新たな輸送システム構築に向けたモデル事業の実施 (地域を支える持続可能な物流ネットワークの構築に関するモデル事業 (H27年度))
- **地域内の共同輸配送等の調査支援**
地域内の共同輸配送や公共交通を活用した貨客混載のための計画策定経費等への支援。(モーダルシフト等推進事業) ※H29予算案 39百万円 (H28予算額 37百万円)
- **自家用有償旅客運送者による少量の貨物の運送を可能とする規定の追加**
内閣府等と連携した地域再生法改正により、地域再生計画に位置づけられたNPO等の自家用有償旅客運送者による少量の貨物の運送を可能とする規定を追加。(H27年)

交通ネットワークの整備

- **デマンドバス等の運行支援**
過疎地域等におけるデマンドタクシー、コミュニティバス等の運行費用の支援。(地域公共交通確保維持改善事業)
※H29予算案 214億円の内数 (H28予算額 229億円の内数)
- **自家用車を用いた有償旅客運送の弾力化**
過疎地域等における自家用車を用いた有償運送について、自治会等も実施主体として認めるとともに、地域外の来訪者を旅客の対象に追加。
※道路運送法の運用見直し (H27年)

その他の支援

- **一元的な相談窓口の設置**
小さな拠点の整備に関する地域の関係者からの相談に対し、国土交通省の地方部局 (地方整備局及び地方運輸局) の地方創生萬 (よろず) 相談窓口で一元的に対応。
- **先進事例に関する情報の提供**
「小さな拠点」形成の考え方や先進事例に対する情報を各地域の関係者に提供等するためパンフレットの作成、イベントの開催等を推進。

農山漁村振興交付金

【平成29年度予算概算要求額：15,000（8,000）百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、小規模集落の増加や地域コミュニティの活力低下が進み、地域経済が低迷する一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等へのニーズが増大。
- このため、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、地域資源を活用した雇用の増大等に向けた取組、農福連携を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 特に、平成28年3月に決定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、滞在を伴うインバウンド需要を農山漁村に呼び込む「農泊」を推進するための地域の受入体制整備、「農」「林」「水」の各分野における農林漁業体験の充実、滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援。

都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

○「農泊」の推進

訪日外国人を含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図り、農山漁村での滞在を伴う「農泊」を推進するため、新たなメニューを創設し、受入体制整備、ホームページ等の多言語化、外国人向け体験プログラムの企画等と併せ小規模な施設改修等（古民家の改修、トイレの洋式化等の整備、Wi-Fi環境の構築等）を支援



○ 農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を観光・教育等に活用する地域の活動計画づくりや地域の自立及び発展に資するための実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組、地域を越えた人材の活用や優良事例の情報発信など、地域資源を活用する取組を支援



- 実施主体：地域協議会（市町村が参画）
- 実施期間：
 - 都市農村共生・対流対策：上限2年
 - 地域活性化対策：上限5年
 - 人材活用対策：上限3年
- 交付率：定額（上限800万円等）

山村活性化対策

○ 特色ある豊かな地域資源を有する山村の雇用の増大等に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（1地区当たり上限1,000万円）



農福連携対策（新規）

○ 農業分野における新たな働き手としての障害者等の就労を促進するためバリアフリー等を導入した福祉農園及び附帯施設等の整備、福祉と連携した農業活動や体制構築及び普及啓発等の取組を支援

- 実施主体：社会福祉法人、民間団体
地域協議会（市町村が参画）等
- 実施期間：上限2年
- 交付率：定額、1/2



農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する農山漁村における定住及び地域間交流の促進のための計画の実現に必要な施設等の整備を支援
- 「農泊」を推進するための滞在施設や農林漁業体験の実施に必要な施設の整備等を支援

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）

生産施設等

農林漁業の振興を図る生産施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設等



生活環境施設

良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援

簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設等



地域間交流拠点施設

都市住民の一時的・短期的滞在等の交流拠点の整備を支援

廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設等



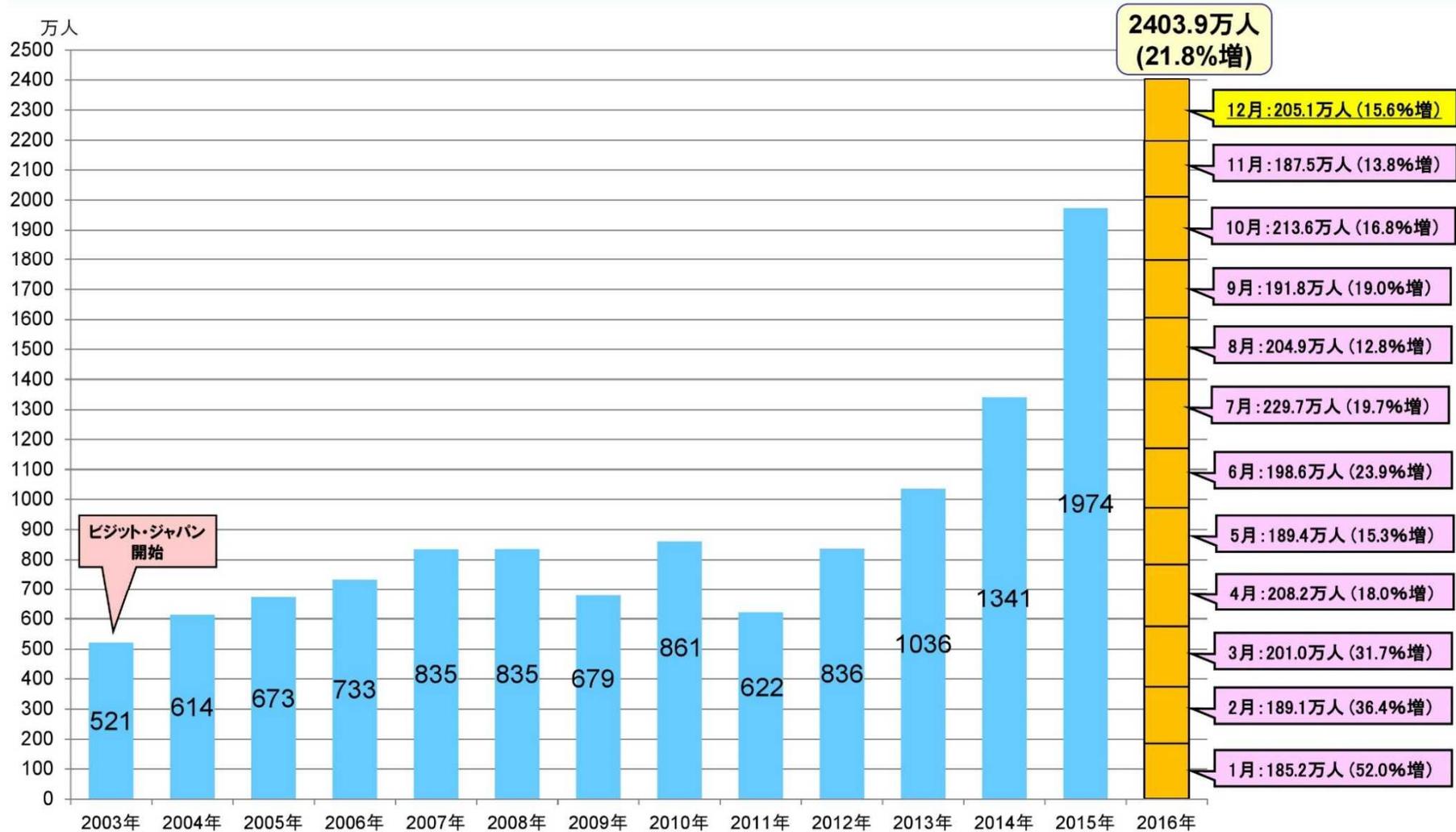
「農泊」の推進に必要な施設整備



主な重点プロジェクト

- 子ども農山漁村交流プロジェクト
- 「農」と福祉の連携プロジェクト
- 農福連携プロジェクト
- 空き家・廃校活用交流プロジェクト

訪日外国人旅行者数の推移



【お問い合わせ先】
観光庁国際観光課 山田、青木
(代表) 03-5253-8111(内線27402, 27517) (直通) 03-5253-8324

注) 2015年の値は確定値、2016年1～10月の値は暫定値、2016年11月～12月の値は推計値、%は対前年(2015年)同月比

出典: JNTO(日本政府観光局)

定住自立圏の概要

「定住自立圏構想」の推進

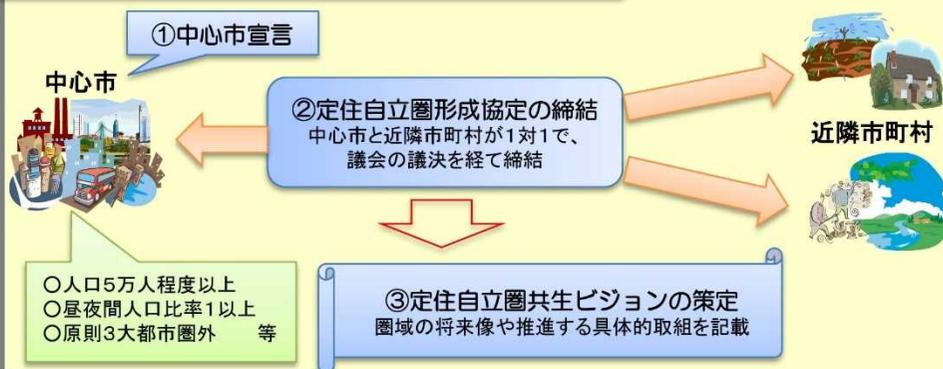
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

【圏域に求められる役割】

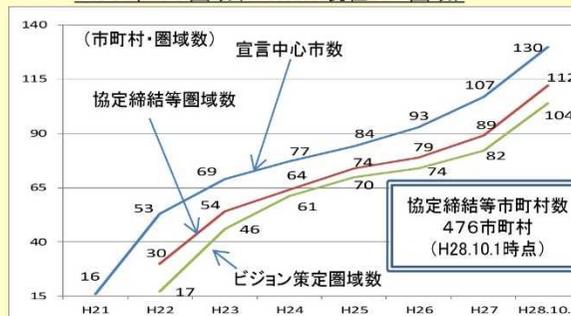
- ①生活機能の強化（休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等）
- ②結びつきやネットワークの強化（デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等）
- ③圏域マネジメント能力の強化（合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等）

圏域形成に向けた手続



定住自立圏構想への取組状況

KPI: 2020年 140圏域(H28.10.1現在 112圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度から大幅に拡充)
(中心市 4,000万円程度→8,500万円程度)
(近隣市町村 1,000万円→1,500万円)
- ・外部人材の活用に必要な経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に必要な経費に対する財政措置 等

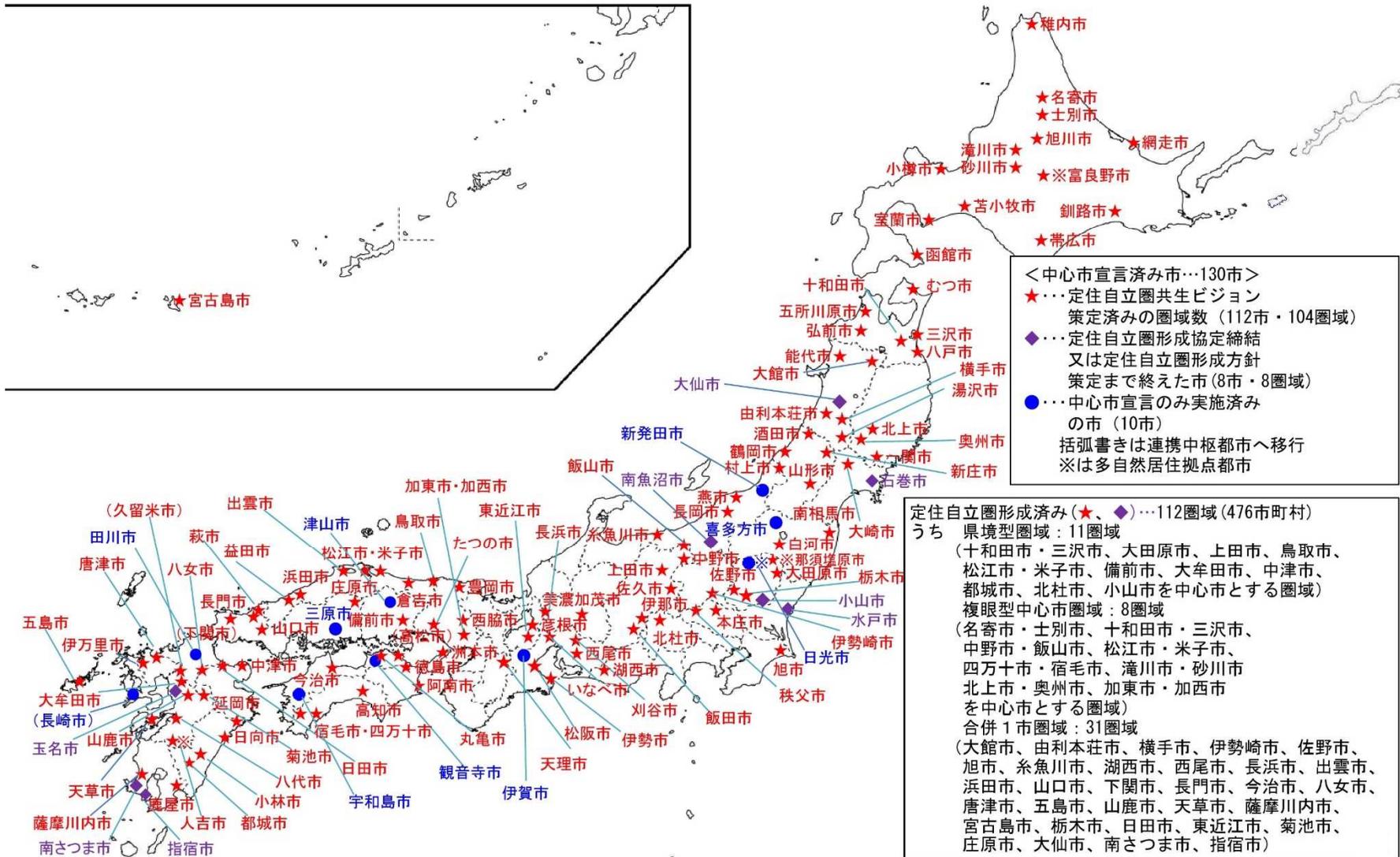
地方債

- ・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)
- ※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

- ・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

定住自立圏構想の取組状況（平成28年10月1日現在）



（出典）総務省・全国の定住自立圏の取組状況についてより

定住自立圏の概要

定住自立圏構想の取組状況（平成28年10月1日現在）

※〔 〕は指定都市又は中核市
 ※〈 〉は中核市要件を満たす市（指定都市・中核市を除く）
 ※網掛けは宣言連携中枢都市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	小樽市、〔旭川市〕、室蘭市、釧路市、網走市、稚内市、帯広市、富良野市、〔函館市〕、名寄市・士別市(複眼型)、滝川市・砂川市(複眼型)、苫小牧市	〔札幌市〕、千歳市、石狩市、北見市、伊達市（※近隣市町村として取組済み）
青森県	〔八戸市〕、弘前市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市、五所川原市	〔青森市〕
岩手県	北上市・奥州市(複眼型)、一関市	盛岡市、宮古市、大船渡市、釜石市
宮城県	石巻市、大崎市	〔仙台市〕、気仙沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、大仙市	〔秋田市〕
山形県	〔山形市〕、鶴岡市、酒田市、新庄市	米沢市、東根市
福島県	南相馬市、白河市、喜多方市	〔福島市〕、会津若松市、〔郡山市〕、〔いわき市〕、
茨城県	〔水戸市〕	日立市、土浦市、常総市、〔つくば市〕、鹿嶋市、筑西市、神栖市
栃木県	大田原市、那須塩原市、佐野市、栃木市、小山市、日光市	〔宇都宮市〕、真岡市
群馬県	〔伊勢崎市〕	〔前橋市〕、〔高崎市〕、〔太田市〕、富岡市、沼田市
埼玉県	秩父市、本庄市	—
千葉県	旭市	館山市
東京都		青梅市
神奈川県		〔※中心市要件該当団体なし〕
新潟県	〔長岡市〕、新発田市、糸魚川市、村上市、燕市、南魚沼市	〔新潟市〕、三条市、柏崎市、十日町市、〔上越市〕、佐渡市
富山県		〔富山市〕、高岡市、魚津市、黒部市
石川県		金沢市、七尾市、小松市
福井県		〔福井市〕、敦賀市、越前市、小浜市
山梨県	北杜市	〔甲府市〕、富士吉田市
長野県	飯田市、上田市、佐久市、中野市・飯山市(複眼型)、伊那市	長野市、〔松本市〕、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	〔岐阜市〕、大垣市、高山市、関市
静岡県	湖西市	静岡市、〔沼津市〕、〔富士市〕、磐田市、裾野市、牧之原市、掛川市、御殿場市
愛知県	刈谷市、西尾市	〔豊田市〕、安城市、田原市、新城市
三重県	阪南市、いなべ市、伊勢市、伊賀市	〔津市〕、〔四日市市〕、亀山市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、栗東市
京都府		福知山市
大阪府		〔※中心市要件該当団体なし〕
兵庫県	西脇市、豊岡市、洲本市、加西市・加東市(複眼型)、たつの市	姫路市
奈良県	天理市	
和歌山県		〔和歌山市〕、田辺市、新宮市
鳥取県	〔鳥取市〕、米子市、倉吉市	—
島根県	〔松江市〕、浜田市、出雲市、益田市	
岡山県	備前市、津山市	岡山市
広島県	三原市、庄原市	広島市、福山市、府中市、三次市
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	宇部市、下松市、周南市
徳島県	〔徳島市〕、阿南市	—
香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	松山市、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	〔高知市〕、四万十市・宿毛市(複眼型)	南国市（※近隣市町村として取組済み）
福岡県	大牟田市、久留米市、八女市、田川市	北九州市、〔福岡市〕、直方市、飯塚市、朝倉市
佐賀県	唐津市、伊万里市	〔佐賀市〕、鳥栖市
長崎県	長崎市、五島市	〔佐世保市〕、島原市、諫早市
熊本県	山鹿市、天草市、人吉市、八代市、菊池市、玉名市	熊本市
大分県	中津市、日田市	大分市
宮崎県	都城市、延岡市、日向市、小林市	宮崎市、日南市
鹿児島県	鹿屋市、薩摩川内市、南さつま市、指宿市	〔鹿児島市〕、出水市、霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	〔那覇市〕、浦添市、名護市、うるま市
合計	130	119

- 定住自立圏は130市が中心市宣言済み。
- 112圏域(476市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 104圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

(出典)総務省・全国の定住自立圏の取組状況についてより

定住自立圏の概要

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏 112 圏域※（平成28年10月1日時点）における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

108圏域

医師派遣、適正受診の啓発、
休日夜間診療所の運営等

福祉

88圏域

介護、高齢者福祉、子育て、
障がい者等の支援

教育

91圏域

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ
交流、公共施設相互利用等

産業振興

107圏域

広域観光ルートの設定、
農産物のブランド化、企業誘致等

環境

51圏域

低炭素社会形成促進、
バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

108圏域

地域公共交通のネットワーク化、
バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

46圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備

72圏域

生活道路の整備等

地産地消

49圏域

学校給食への地元特産物の活用、
直売所の整備等

交流移住

86圏域

共同空き家バンク、圏域内イベント
情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修・人事交流

94圏域

合同研修の開催や
職員の人事交流等

外部専門家の招へい

39圏域

医療、観光、ICT等の
専門家を活用

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

連携中枢都市圏の取組の推進

連携中枢都市圏の意義とは

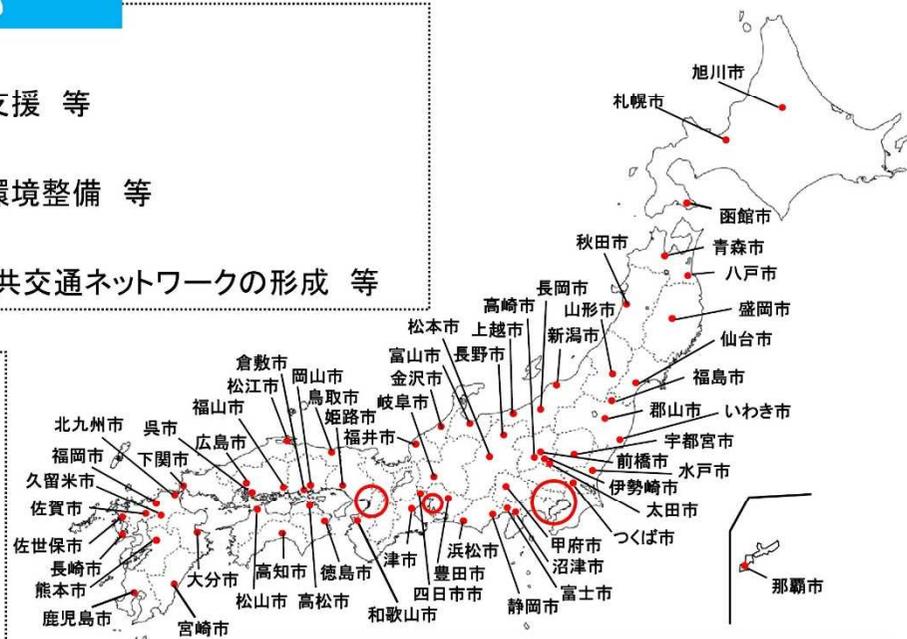
➤ 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
産学官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化
高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上
地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度は、連携中枢都市圏形成の準備に向けた支援を行い、先行的なモデルを構築するため、国費による事業（9事業）を実施中
- 平成27年度も、国費により支援（H27当初予算案2.0億円）
- 同事業を検証し、平成27年度から本格的に地方交付税措置を講じて全国展開を図る



○具体的な都市（圏）は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定
 なお、従前の「地方中枢拠点都市（圏）」の要件に該当する都市（圏）※は対象とする
 ※①地方圏の指定都市、新中核市（人口20万以上）、
 ②昼夜間人口比率おおむね1以上を満たす都市（●）を中心とする圏域
 ⇒現時点で、全国で61都市圏が該当 ○は、三大都市圏

（出典）総務省・連携中枢都市圏の取組の推進より

連携中枢都市の概要

連携中枢都市圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的に、連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に関する包括的財政措置

(1) 連携中枢都市の取組に対する包括的財政措置

① 普通交付税措置

「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置

(圏域人口に応じて算定／例：圏域人口75万で約2億円)

② 特別交付税措置

「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。1市当たり年間1.2億円程度を基本として、人口・面積等を勘案して上限額を設定

(2) 連携市町村の取組に対する特別交付税措置

1市町村当たり年間1,500万円を上限

2. 外部人材の活用に対する財政措置（特別交付税）

- ・圏域外における専門性を有する人材の活用
上限700万円、最大3年間の措置

3. 個別の施策分野における財政措置

- (1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置
病診連携等の事業に要する市町村の負担金に対する特別交付税措置（措置率0.8、上限800万円）
- (2) へき地における遠隔医療に対する特別交付税措置の拡充（措置率0.6→0.8）

広域連携の推進

過疎集落等の維持・活性化

目指す方向性

- 持続可能な集落活性化のため、基幹集落中心に「**集落ネットワーク圏**」を形成。

具体的な支援

- 地域産業の振興と日常生活機能の確保の取組をハード・ソフト両面から支援し、定住環境を整備。
- 集落の組織力を高めるため、地域おこし協力隊や集落支援員などを拡充。

集約とネットワーク化で集落を維持・活性化

※「集落ネットワーク圏」については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、国土交通省や農林水産省等の関連施策と連携し、「小さな拠点」を形成し、持続可能な地域づくりを推進する仕組みを検討することとされている。

定住自立圏構想の推進

目指す方向性

- 中心市(人口5万人程度以上)と近隣市町村が連携し、地方圏における「**定住の受け皿**」を形成。

※中心市宣言団体数:101団体
※協定締結等圏域数:84圏域
(H27.1.30現在)

具体的な支援

- 全国的に進んでいる医療・福祉、公共交通など生活基盤の確保に向けた取組や、ニーズが高まっている産業振興、移住・交流など圏域の活性化に向けた取組を支援。

※平成27年度にこれまでの取組成果について検証を行い、その検証結果も踏まえ、今後、取組に対する支援策を検討することとしている。

地方圏の人口流出を食い止める「ダム機能」の確保

連携中枢都市圏の形成

意義

- 地域において、**相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携して、「連携中枢都市圏」を形成。**

※具体的な都市(圏)は、来年度、地方公共団体の意向を踏まえた調査・検討を行った上で確定。なお、従前の「地方中枢拠点都市(圏)」の要件に該当する都市(圏)*は対象とする
(* 全国で61市が該当(①地方圏の指定都市、新中核市(人口20万以上)、②昼夜間人口比率おおむね1以上)

役割

- ① 圏域全体の経済成長のけん引
- ② 高次の都市機能の集積・強化
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

実現手法

- 連携協約の導入
- 先行的なモデルを構築する事業を実施(約1.3億円)
- 今後、**圏域全体の経済のけん引役等の役割を着実に果たしていくため、国としてさらに積極的に支援。**

(平成27年度予算案2.0億円)

- 平成27年度から、モデルの検証を踏まえて、**地方交付税措置を実施。**

「一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点」を築く

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中で、「地方中枢拠点都市圏」を含む複数の都市圏概念が「連携中枢都市圏」に統一された。

都市計画マスタープラン及び地域公共交通網形成計画の概要

■ 都市計画区域マスタープランとは

- ・都市計画法第6条の2(平成13年5月施行)の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」。
- ・中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが極めて重要であり、**都道府県等が一市町村を超える広域的見地から、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。**
- ・「都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない」とされるとともに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(市町村マスタープラン)を定める」とされている。

■ 地域公共交通網形成計画とは、

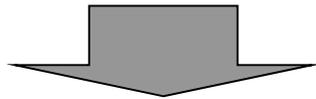
- ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正が平成26年11月20日に施行され、網形成計画の策定ができるようになった。
- ・地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえて、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定めるものである。
- ・網形成計画とは、「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン(ビジョン+事業体系を記載するもの)」としての役割を果たすもの。国が定める基本方針に基づき、**地方公共団体(都道府県、市町村)が協議会を開催しつつ、交通事業者等との協議の上で策定する。**まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業(地域公共交通特定事業など様々な取組)について記載。

(出典)第8版都市計画運用指針(国土交通省、平成28年9月)

地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き(国土交通省、平成28年3月)

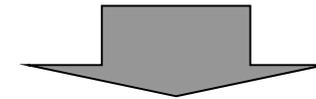
全国総合開発計画を継ぐ国土の総合計画として、全国計画を2008年(H20)に策定

○国土形成計画は、国土の利用、整備、保全を推進するための総合的かつ基本的な計画



パブコメ、計画提案(都道府県・指定都市が国土交通大臣に提案)等を経て

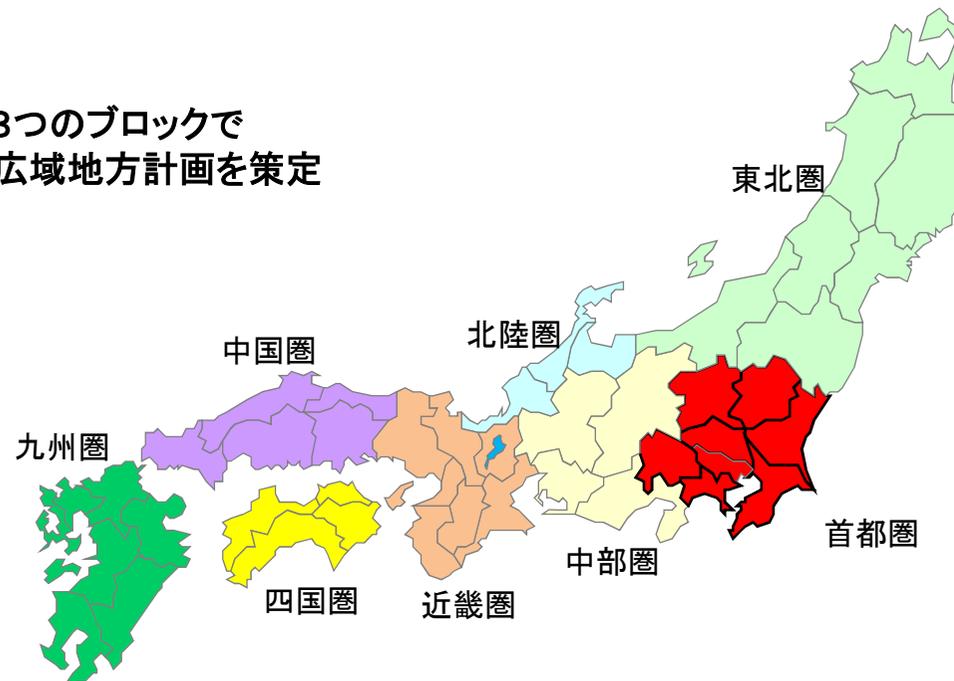
全国計画(H27.8.14閣議決定)
総合的な国土の形成に関する施策の指針



パブコメ、計画提案(市町村が国土交通大臣に提案)等を経て

広域地方計画(H28.3.29国土交通大臣決定)
ブロック単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な
役割分担の下、相互に連携・協力して策定

8つのブロックで
広域地方計画を策定



東北圏広域地方計画 概要

震災復興からの自立的発展

特性及び課題

- 東日本大震災からの復興
- 著しい人口減少、冬の厳しい寒さと雪
- 広大な圏域と広く分散する都市構造

基本方針

- 震災復興を契機に、日本海・太平洋2面活用による産業集積、農林水産業の収益強化、インバウンド増加により、人口減少下においても自立的に発展する圏域の創造
- 恵み豊かな自然と共生する環境先進圏域、農山漁村との共生による持続型圏域の実現

日本海・太平洋2面活用の強化

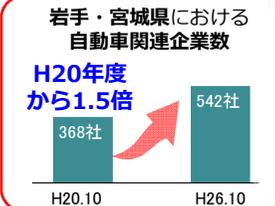
- 輸送ルートの多重化等、大規模災害時における代替性（リダンダンシー）の確保
- 港湾や空港の機能強化による国際物流の効率化
- 震災対策の強化、日本海側と太平洋側等の広域連携強化

【日本海沿岸自動車道の順次開通による企業進出】



航空機内装品の世界トップメーカーも進出
(新潟県村上市)
紙おむつ新工場稼働(H26.4)(山形県酒田市)

【太平洋側の自動車産業集積】



輸送用機器出荷額（東北7県）
H25年度：1.8兆円→
H29年度(目標)：2.2兆円*

※出典：とうほく自動車関連産業振興ビジョン（とうほく自動車産業集積連絡会議）



次世代産業の研究・産業集積拠点形成

○産官学連携の推進による
クラスター形成・
ベンチャー企業の創出



○医療機器産業の集積

【高度なロボット技術を用いた手術支援システムの開発・実証事業】



○福島・国際研究産業都市構想
(イノベーションコースト構想)等

- ・再エネ、医療、廃炉技術関係を中心とし研究開発・産業創造に向けた拠点形成
- ・福島県を水素エネルギーの技術開発拠点とする「福島新エネ社会構想」を推進



農林水産業の収益向上

○地域産業の再生

被災した宮城県山元町。いちごハウスの復旧ボランティアに参加したIT企業関係者が農業生産法人を設立。



○地域ブランド商品の情報発信

【消費拡大に向けた消費者への情報発信】

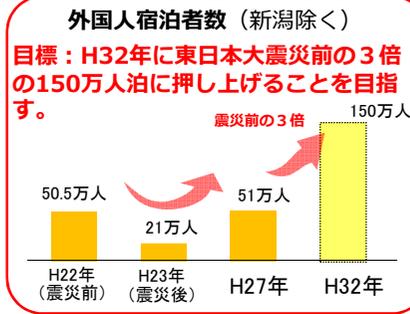


【農林水産物の輸出促進に向けた取組】



自然と文化を活かした滞在型観光圏の創出

○広域観光周遊ルート形成



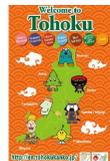
○首都圏・北海道・北陸圏との連携強化

○北海道新幹線の開業
地方空港路線の維持拡大
クルーズ船対応の港湾機能の充実

○外国人観光客等に対応した環境整備

【外客向け無料Wi-Fi環境の整備促進】

観光施設やホテルなど「光ステーション」提供エリアでWi-Fiインターネットを無料接続



出典：NTT東日本HP

○冬期観光の活性化

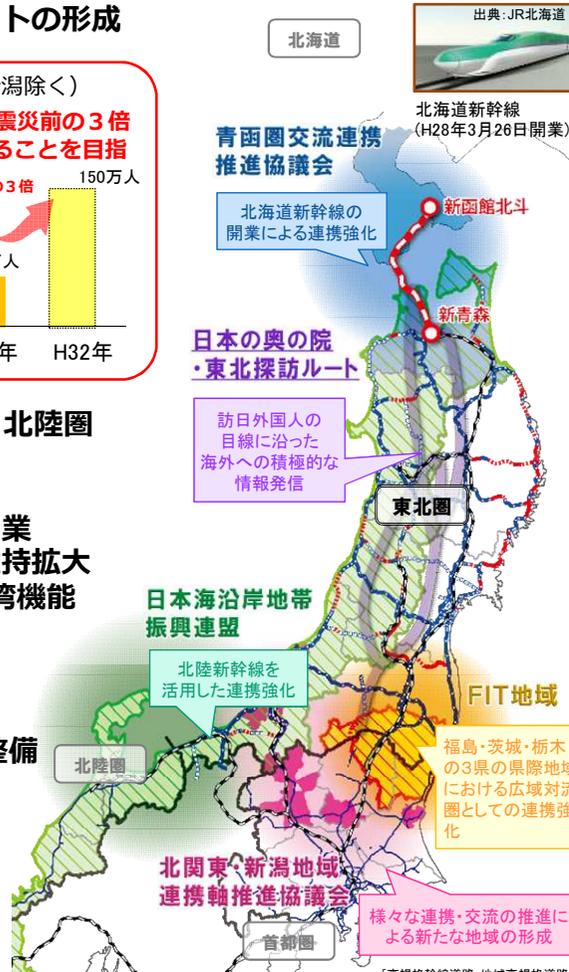


出典：東北観光推進機構HP

地吹雪体験ツアー（青森県五所川原市）



出典：津軽鉄道(株)HP



出典：JR北海道

北海道新幹線 (H28年3月26日開業)

ポテンシャルを活かした低炭素・循環型社会づくり

○地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用を推進
エネルギーの地産地消

産学官の連携により、再生可能エネルギー等の応用技術にかかわる産業誘致や人材育成の推進。

【能代風力発電所(秋田県)】 【バイオガス発電設備(新潟県)】



出典：秋田県HP



出典：新潟県HP

風力発電・導入量 (H27.3)

順位	都道府県	出力
1	青森	36.4万kW
2	北海道	31.9万kW
3	鹿児島	25.5万kW
4	秋田	20.9万kW
5	福島	16.2万kW
6	静岡	15.8万kW
7	島根	12.8万kW

出典：NEDO

○雪冷熱エネルギーの導入



年間334時間の冷房能力を確保
CO2排出削減量 14トン(年間)
原油換算・省エネ量 9.3712(年間)

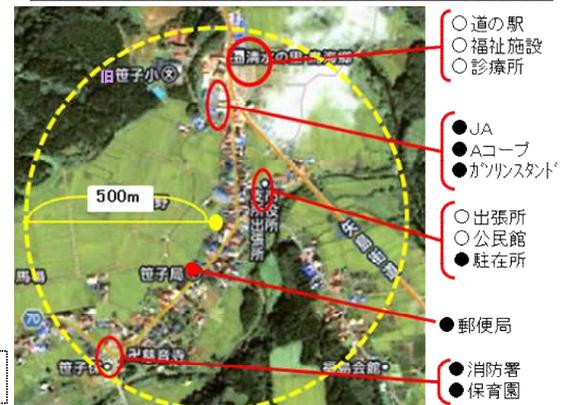
都市と農山漁村の連携・共生

○道の駅を活用した「小さな拠点」の形成

バイパスの完成を契機として、基幹集落に道の駅、農産物直売所、福祉施設、診療所等を集約的に整備

【秋田県由利本荘市・道の駅「清水の里・鳥海郷」】

- 集落間の移動経路確保のため、市がコミュニティバスを運行
- 公共交通と徒歩で一通りの生活サービスが受けられる地域を形成



○協議会が作成した案を国土交通大臣が提示し、協議会・市町村と調整した上で国土交通大臣が決定

計画区域と東北圏広域地方計画協議会

 東北圏広域地方計画区域（東北圏）
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、
福島県、新潟県



隣接2道県（東北圏以外の広域東北圏）
北海道、富山県

【国の地方行政機関】

警察庁	東北管区警察局長
警察庁	関東管区警察局長
総務省	東北総合通信局長
総務省	信越総合通信局長
財務省	東北財務局長
財務省	関東財務局長
厚生労働省	東北厚生局長
厚生労働省	関東信越厚生局長
農林水産省	東北農政局長
農林水産省	北陸農政局長
林野庁	東北森林管理局長
林野庁	関東森林管理局長
経済産業省	東北経済産業局長
経済産業省	関東経済産業局長
国土交通省	東北地方整備局長
国土交通省	関東地方整備局長
国土交通省	北陸地方整備局長
国土交通省	東北運輸局長
国土交通省	北陸信越運輸局長
国土交通省	東京航空局長
海上保安庁	第二管区海上保安本部長
海上保安庁	第九管区海上保安本部長
環境省	東北地方環境事務所長
環境省	関東地方環境事務所長
環境省	中部地方環境事務所長
復興庁	岩手復興局長
復興庁	宮城復興局長
復興庁	福島復興局長

【道県】

青森県知事
岩手県知事
宮城県知事
秋田県知事
山形県知事
福島県知事
新潟県知事
山梨県知事
福島県知事
新潟県知事
北海道知事
富山県知事

【指定都市】

仙台市長
新潟市長

【市町村団体】

青森市長
宮城県丸森町
長岡市長
聖籠町長

【経済団体】

（一社）東北経済連合会長
東北六県商工会議所連合会長
（一社）新潟県商工会議所連
合会長

※全46団体で構成

中国圏広域地方計画 概要

瀬戸内～日本海の多様な個性で対流し世界に輝く

特性及び課題

- 基礎素材型産業を中心としたものづくり産業の集積
- 中山間地に多く存在する小規模集落
- 土砂災害・水害等への脆弱性

基本方針

- 瀬戸内海側の産業クラスター、中山間地の自立拠点、日本海側の連携都市圏等の多様な拠点間のネットワーク強化による県域を越えた産業・観光振興
- 土砂災害・水害対策やインフラ長寿命化等による強靱な圏域整備

基幹交通の整備によるネットワーク強化

- 都市間の多様な連携推進のための高速交通ネットワークを強化

尾道松江線の整備効果

松江市～広島市間の所要時間 **50分短縮**



整備前 整備後

松江～広島間の高速バス運行便数 **往復4便増**



H24年度 H25年度

【中海・宍道湖・大山圏域】

行政上の共通課題等について連絡調整を行い、圏域の統合的・一体的な発展の推進を図る。



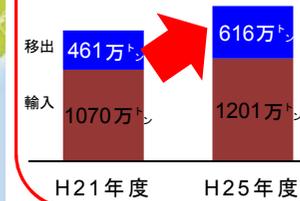
国際物流機能の強化

- 国際バルク港湾整備と物流ネットワークにより、バルク貨物の輸入・移出入の西日本の拠点形成



徳山下松及び宇部港の石炭取扱量

4年で約1.2倍



H21年度 H25年度

瀬戸内工業地域の製造品出荷額(全国シェア)

4年で約1.1倍



H21年 H25年

徳山下松港・宇部港の石炭輸入量

H27 1,174万トン ⇒ H31 **1,670万トン**

輸送効率化により年間 **約23億円** コスト削減

強靱な圏域整備と安全・安心の推進

○ 土砂災害・水害対策等の推進

- ・ 砂防堰堤等の整備等のハード対策
- ・ 自助、共助の体制等による地域防災力向上
- ・ 無人ヘリによる情報収集の高度化・迅速化



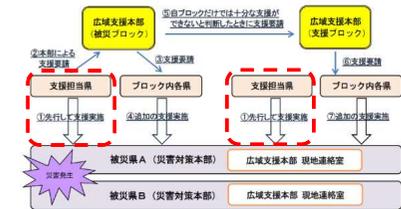
砂防堰堤の整備



無人航空機による調査

○ カウンターパート制による被災県への支援体制の構築

被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制による被災県への応急措置等の支援体制を中四国9県で構築。



多様な連携による広域観光の推進

○ 一般社団法人せとうち観光推進機構（日本版DMO）等を活用した瀬戸内観光等の推進

○ 山陰DMOによる広域的な観光ルートを形成



秋反射炉



石見銀山遺跡



出雲大社



大山夏山開き祭り

▼ 広域的な観光周遊ルート

○ クルーズ客船の寄港促進



（鳥取県境港）



厳島神社



原爆ドーム



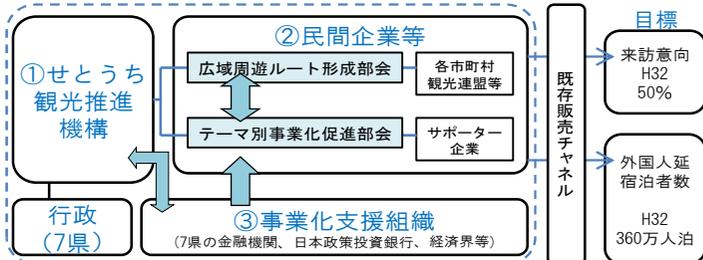
倉敷(美観地区)



しずたに
閑谷学校



▼瀬戸内ブランド推進体制



中山間地域等の振興

○ 小さな拠点

【波多コミュニティ協議会（雲南市掛合町波多地区）】

旧小学校を活用した交流センターの一角で生活用品の販売を実施。交流センターまでの無料送迎を行い、地域内交通を確保。



▲生活用品の販売

【あば村運営協議会（津山市阿波地区）】

ガソリンスタンド（JA）閉鎖を受け、住民出資の合同会社あば村を設立。GS事業を引き継ぎつつ、生活用品の販売も実施



GSと商店

○ 地域の魅力を活かした移住・定住の促進

【A級グルメのまち（島根県邑南町）】

野菜の栽培から地元食材を使った料理の提供を目指す起業家の育成

年間売上：約3200万円
年間客数：2万4千人



自然食レストラン

就農希望者への農業研修

低炭素の地域づくり

○ おかやまスマートタウン構想

西粟倉村では、村民からの出資と地元金融機関のファイナンスによって建設協力金を調達し、太陽光発電所を建設

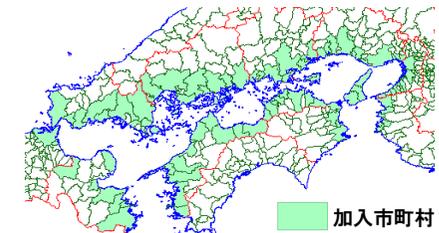


▲村民参加型太陽光発電所

瀬戸内海の豊かな自然環境の保全・再生

○ 瀬戸内海沿岸自治体連携による広域的な環境美化

瀬戸内海沿岸の地方自治体（11府県、107市町村）が「瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会」を結成し、平成5年より継続的に海浜清掃活動「リフレッシュ瀬戸内」を実施。

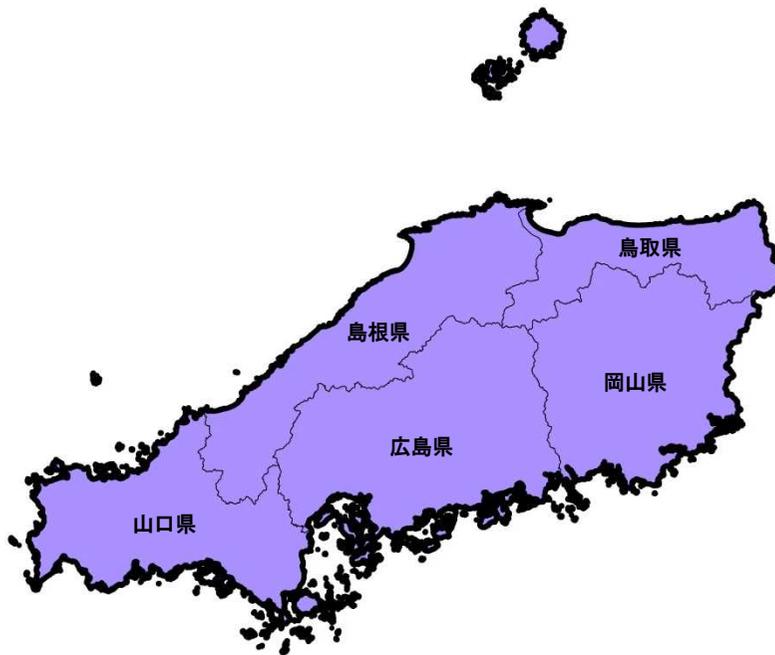


加入市町村

○協議会が作成した案を国土交通大臣が提示し、協議会・市町村と調整した上で国土交通大臣が決定

計画区域と中国圏広域地方計画協議会

 中国圏広域地方計画区域（中国圏）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県



【国の地方行政機関】

警察庁 中国管区警察局長
 総務省 中国総合通信局長
 財務省 中国財務局長
 厚生労働省 中国四国厚生局長
 農林水産省 中国四国農政局長
 林野庁 近畿中国森林管理局長
 経済産業省 中国経済産業局長
 経済産業省 九州経済産業局長
 国土交通省 中国地方整備局長
 国土交通省 近畿地方整備局長
 国土交通省 九州地方整備局長
 国土交通省 中国運輸局長
 国土交通省 九州運輸局長
 国土交通省 大阪航空局長
 気象庁 大阪管区气象台長
 海上保安庁 第八管区海上保安本部長
 海上保安庁 第六管区海上保安本部長
 海上保安庁 第七管区海上保安本部長
 環境省 中国四国地方環境事務所長
 環境省 近畿地方環境事務所長

【県】

鳥取県知事
 島根県知事
 岡山県知事
 広島県知事
 山口県知事

【指定都市】

広島市長
 岡山市長
 北九州市長

【市町村団体】

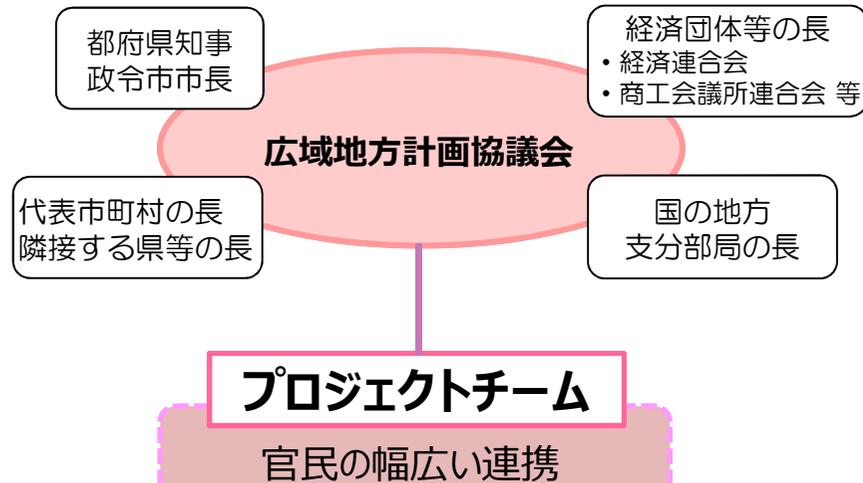
鳥取県市長会長
 島根県市長会長
 岡山県市長会長
 広島県市長会長
 山口県市長会長
 鳥取県町村会長
 島根県町村会長
 岡山県町村会長
 広島県町村会長
 山口県町村会長

【経済団体】

中国経済連合会長
 中国地方商工会議所連合会頭

※全31団体で構成

国と地方、官民の協働による推進



プロジェクトチームにおける検討事項の例

- ・ ヒト、モノ等の対流の拠点となる施設等の地点やその有すべき機能に関する検討
- ・ インフラストックを活用し、地域の経済成長に貢献する取組
- ・ プロジェクトをマネジメントする自立的な体制づくりに向けた検討
- ・ 官民連携による企画・実証及び構成員の役割分担とスケジュールの明確化

広域連携プロジェクトの例

(首都圏広域地方計画「首都圏南西部国際都市群の創出プロジェクト」)



大学 (▲)、研究機関 (◇) の集積・連携強化
 +
 リニア、圏央道等の整備との連携による、国際ゲートウェイ機能の強化
 ↓
 対流拠点機能の強化